

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第15号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則
(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>本庁 (1)～(8) 略 <u>(9) 医療調整監</u> <u>(10)～(26) 略</u> <u>(27) 副所長</u> <u>(28)～(39) 略</u></p> <p>略</p>	<p>地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁 (1)～(8) 略</p> <p><u>(9)～(25) 略</u></p> <p><u>(26)～(37) 略</u></p> <p>略</p>

(香川県男女共同参画推進本部規則の一部改正)

第2条 香川県男女共同参画推進本部規則(昭和34年香川県規則第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部員は、審議監、部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長の職にある者を充て、又は委嘱する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部員は、審議監、部長、総局長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに<u>水道局長</u>、病院事業管理者、病院局長、教育長及び警察本部長の職にある者を充て、又は委嘱する。</p>

(香川県行政組織規則の一部改正)

第3条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(課の設置) 第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部又は 総局</td> <td style="width: 90%;">課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>健康福 祉部</td> <td>健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、少子化対策及び子育て支援並びに青少年対策に関する事務を処理させるため、健康福祉部に子ども政策推進局を置き、当該局に子ども政策課及び子ども家庭課を置く。</u></p> <p>5 略</p> <p>(分掌事務) 第3条 略</p> <p>政策課～自治振興課 略 水資源対策課 (1)～(3) 略 (4) <u>香川県広域水道企業団に関すること。</u> (5) 略 情報政策課・統計調査課 略 男女参画・県民活動課 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) その他男女共同参画及び県民活動の推進に関すること。</u></p> <p>2 略</p>	部又は 総局	課	略		健康福 祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課	略		<p>(課の設置) 第2条 次の表の左欄に掲げる部又は総局に、同表の右欄に掲げる課を設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部又は 総局</td> <td style="width: 90%;">課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>健康福 祉部</td> <td>健康福祉総務課、長寿社会対策課、<u>子育て支援課</u>、障害福祉課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(分掌事務) 第3条 政策部の各課（文化芸術局の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。 政策課～自治振興課 略 水資源対策課 (1)～(3) 略 (4) <u>県内水道事業の広域化の推進に関すること。</u> (5) 略 情報政策課・統計調査課 略 男女参画・県民活動課 (1)～(4) 略 (5) <u>青少年対策の企画及び総合調整に関すること。</u> (6) <u>青少年の健全育成及び非行防止に関すること。</u> (7) <u>青年センターに関すること。</u> (8) <u>その他男女共同参画、県民活動及び青少年対策の推進に関すること。</u></p> <p>2 略</p>	部又は 総局	課	略		健康福 祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、 <u>子育て支援課</u> 、障害福祉課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課	略	
部又は 総局	課																
略																	
健康福 祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課																
略																	
部又は 総局	課																
略																	
健康福 祉部	健康福祉総務課、長寿社会対策課、 <u>子育て支援課</u> 、障害福祉課、医務国保課、薬務感染症対策課、生活衛生課																
略																	

第4条 略

総務学事課

(1)～(3) 略

(4) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に関すること
（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(16) 略

財産経営課～人権・同和政策課 略

2 略

第5条 略

危機管理課 略

くらし安全安心課

(1)～(4) 略

(5) 香川県自転車の安全利用に関する条例（平成29年香川県条例第29号）
の施行に関すること。

(6)～(16) 略

第6条 略

第7条 健康福祉部の各課（子ども政策推進局の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課・長寿社会対策課 略

第4条 総務部の各課（知事公室の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課

(1)～(3) 略

(4)～(15) 略

財産経営課～人権・同和政策課 略

2 略

第5条 危機管理総局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

危機管理課 略

くらし安全安心課

(1)～(4) 略

(5)～(15) 略

第6条 略

第7条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課・長寿社会対策課 略

子育て支援課

(1) 児童福祉、家庭福祉及び母子保健に関する施策の企画及び調整に関すること。

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関すること。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（障害福祉課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。

(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関すること。

(6) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関すること。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に

障害福祉課

(1)～(4) 略

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく心身障害児等の福祉に関すること。

(6)～(11) 略

(12) 香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例（平成29年香川県条例第30号）の施行に関すること。

(13)～(15) 略

医務国保課・薬務感染症対策課 略

生活衛生課

(1)～(6) 略

(7) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行に関すること（観光振興課の所掌に属するものを除く。）。

(8)～(14) 略

2 子ども政策推進局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

子ども政策課

(1) 少子化対策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関すること。

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施行に関すること（他課及び教育委員会の所掌に属するものを除く。）。

(4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関すること（子ども家庭課の所掌に属するものを除く。）。

関すること。

(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関すること。

(9) 売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関すること。

(10) 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関すること。

(11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関すること。

(12) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施行に関すること（他課及び教育委員会の所掌に属するものを除く。）。

(13) 少子化対策の企画及び総合調整に関すること。

(14) 子ども女性相談センター及び斯道学園に関すること。

(15) さぬきこどもの国に関すること。

(16) 乳幼児及び母子家庭等の医療費の支給に関すること。

(17) その他児童福祉、家庭福祉及び母子保健に関すること。

障害福祉課

(1)～(4) 略

(5) 児童福祉法に基づく心身障害児等の福祉に関すること。

(6)～(11) 略

(12)～(14) 略

医務国保課・薬務感染症対策課 略

生活衛生課

(1)～(6) 略

(7)～(13) 略

- (5) さぬきこどもの国に関すること。
- (6) 青少年対策の企画及び総合調整に関すること。
- (7) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。
- (8) 青年センターに関すること。
- (9) その他少子化対策及び青少年対策に関すること。
- (10) 子ども政策推進局の事務で庶務事務その他子ども家庭課の所掌に属しないものに関すること。

子ども家庭課

- (1) 児童福祉、家庭福祉及び母子保健に関する施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法の施行に関すること（子ども政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行に関すること。
- (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関すること。
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関すること。
- (6) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。
- (7) 児童福祉法の施行に関すること（障害福祉課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関すること。
- (9) 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関すること。
- (10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関すること。
- (11) 子ども女性相談センター及び斯道学園に関すること。
- (12) 乳幼児及びひとり親家庭等の医療費の支給に関すること。
- (13) その他児童福祉、家庭福祉及び母子保健に関すること。

第8条 略

第9条 略

交流推進課

- (1)～(4) 略

第8条 略

第9条 交流推進部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

交流推進課

- (1)～(4) 略

- (5) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関すること（高松空港の運営の民間への委託に係るものに限る。）。

(5)～(14) 略

観光振興課 略

交通政策課

(1) 略

(2) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関すること。

(3)～(7) 略

県産品振興課 略

第10条 略

農政課

(1)～(4) 略

(5) 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済組合、森林組合法に基づく森林組合及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合の検査に関すること。

(6)～(13) 略

農業経営課

(1)～(7) 略

(8) 農業保険法の施行に関すること（農政課の所掌に属するものを除く。）。

(9)～(15) 略

農業生産流通課

(1)～(4) 略

(5)～(12) 略

畜産課～水産課 略

(職)

第13条 略

2～5 略

6 部、総局及び局に、次長、政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹及び医療主幹を置くことができる。

7 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、課長補佐、室長補佐、専門補佐、副所長、副

(6)～(15) 略

観光振興課 略

交通政策課

(1) 略

(2) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関すること（交流推進課の所掌に属するものを除く。）。

(3)～(7) 略

県産品振興課 略

第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)～(4) 略

(5) 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済組合、森林組合法に基づく森林組合及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく水産業協同組合の検査に関すること。

(6)～(13) 略

農業経営課

(1)～(7) 略

(8) 農業災害補償法の施行に関すること（農政課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）の施行に関すること。

(10)～(16) 略

農業生産流通課

(1)～(4) 略

(5) 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の施行に関すること。

(6)～(13) 略

畜産課～水産課 略

(職)

第13条 略

2～5 略

6 部、総局及び局に、次長、政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹及び医療主幹を置くことができる。

7 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、課長補佐、室長補佐、専門補佐、副主幹、専

主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

8・9 略

(職務)

第14条 略

2～12 略

13 副所長は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、所長を補佐する。

14 政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

15 略

(グループ)

第15条 略

2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐、室長補佐、専門補佐又は副所長の職にある者をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹その他の職にある者をもって充てることができる。

3・4 略

門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

8・9 略

(職務)

第14条 略

2～12 略

13 政策調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

14 略

(グループ)

第15条 略

2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐、室長補佐又は専門補佐の職にある者をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹その他の職にある者をもって充てることができる。

3・4 略

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第4条 香川県災害対策本部規則(昭和38年香川県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本部の職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、病院事業管理者、審議監、部長、総局長、知事公室長、会計管理者、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 略</p>	<p>(本部の職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、病院事業管理者、審議監、部長、総局長、知事公室長、会計管理者、<u>水道局長</u>、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 略</p>

(部)

第6条 略

2 前項の部は、政策部、総務部、危機管理部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納部、病院部、教育部及び警備部とする。

3 略

4 略

部	部	長
略		
出納部	略	
病院部	略	
略		

別表第2 (第6条関係)

部	班	課等	分掌事務
政策部	略		
	水資源対策班	政策部水資源対策課	1 水道施設の災害応急対策及び応急給水の支援に関すること。 2 略
	略		
略			
健康福祉部	略		
	長寿社会対策班	健康福祉部長寿社会対策課	1 略 2 介護老人保健施設及び介護医療院の災害応急対策に関すること。 3 略

(部)

第6条 略

2 前項の部は、政策部、総務部、危機管理部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納部、水道部、病院部、教育部及び警備部とする。

3 略

4 条例第3条第3項の部長は、次の表の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

部	部	長
略		
出納部	略	
水道部	水道局長	
病院部	略	
略		

別表第2 (第6条関係)

部	班	課等	分掌事務
政策部	略		
	水資源対策班	政策部水資源対策課	1 水道施設の災害応急対策及び飲料水の確保に関すること。 2 略
	略		
略			
健康福祉部	略		
	長寿社会対策班	健康福祉部長寿社会対策課	1 略 2 介護老人保健施設の災害応急対策に関すること。 3 略
	子育て支援班	健康福祉部子育て支援課	1 児童福祉施設の災害応急対策に関すること。 2 婦人保護施設及び母子・父子福祉施設の災害応急対策に

略			
生活衛生班	略		
子ども政策班	健康福祉部 子ども政策推進局子ども政策課及び子ども家庭課	<u>1 児童福祉施設の災害応急対策に関すること。</u> <u>2 婦人保護施設及び母子・父子福祉施設の災害応急対策に関すること。</u> <u>3 災害時の児童の援護に関すること。</u>	
略			
出納部	略		
病院部	略		
略			

			<u>関すること。</u>
			<u>3 災害時の児童の援護に関すること。</u>
略			
生活衛生班	略		
略			
出納部	略		
水道部	水道班	水道局総務課及び建設管理課	<u>1 水道施設の災害応急対策に関すること。</u> <u>2 災害時の応急給水に関すること。</u>
病院部	略		
略			

(香川県予算規則の一部改正)

第5条 香川県予算規則(昭和39年香川県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各課長 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(文化芸術局にあっては文化振興課に、<u>子ども政策推進局にあっては子ども政策課に、</u>出納局にあっては会計課に限る。)の長、議</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各課長 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)第2条に定める課(文化芸術局にあっては文化振興課に、<u>出納局にあっては会計課に限る。</u>)の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組</p>

会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局長、監査委員事務局次長及び収用委員会事務局長をいう。

(3) 略

織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局長、監査委員事務局次長及び収用委員会事務局長をいう。

(3) 略

(香川県公有財産規則の一部改正)

第6条 香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあつては文化振興課に、<u>子ども政策推進局にあつては子ども政策課に、出納局にあつては会計課に限る。</u>）の長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長及び警察本部会計課長をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあつては文化振興課に、<u>出納局にあつては会計課に限る。</u>）の長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長及び警察本部会計課長をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>

(地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則の一部改正)

第7条 地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則（平成19年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(水道局の職)</u></p> <p>第1条 <u>水道局に置かれる職のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>局長</u></p> <p>(2) <u>局次長</u></p> <p>(3) <u>本庁の課長、主幹、課長補佐及び副主幹</u></p> <p>(4) <u>出先機関の所長、所次長、課長及び場長（本庁の課長に相当する職</u></p>

以上の職に限る。)

(病院局の職)

第2条 病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条中香川県行政組織規則第7条生活衛生課の項の改正規定は、同年6月15日から施行する。